千葉県特定最低賃金改正決定について

千葉労働局

下記産業の事業場で働く労働者に適用される7業種の特定最低賃金が下記のとおり改正されます。

支払賃金を最低賃金と比較する場合、賃金から精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜勤務手当、賞与及び臨時の賃金は除外します。

	業 種	改正額(時間額)	発 効 予 定 日	改正前 (時間額)	引上げ額
	調味料製造業	868円	平成 28 年 12 月 25 日	852円	16円
	鉄鋼業	915円	平成 28 年 12 月 25 日	893円	22円
特	はん用機械器具、生産用機械器具製造業	884円	平成 28 年 12 月 25 日	869円	15円
定最	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	887円	平成 28 年 12 月 25 日	872円	15円
低賃金	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	869円	平成 28 年 12 月 25 日	854円	15円
	各種商品小売業	848円	平成 28 年 12 月 25 日	832円	16円
	自動車 (新車) 小売業	880円	平成 28 年 12 月 25 日	865円	15円

(参考)

	改正額 (時間額)	発 効 日	改正前 (時間額)	引上げ額
千葉県最低賃金	842円	平成 28 年 10 月 1 日	817円	25円